

|    |      |   |
|----|------|---|
| 会長 | 事務局長 | 係 |
|    |      |   |

供覧のうえ、ＨＰに公開してよろしいか伺います。

## 平成28年度

### 第1 2 回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

平成2 9 年 3 月2 8 日（水）

佐々町農業委員会

# 平成29年3月 第12回 佐々町農業委員会定例委員会議事録

1. 招集年月日 平成29年3月28日（水）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 別館会議室

3. 開 会 平成29年3月28日（水）午後1時30分

## 4. 出席委員（13名）

| 議席番号 | 氏 名     | 議席番号 | 氏 名     | 議席番号 | 氏 名     |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1    | 吉野 裕 君  | 2    | 藤永 九市 君 | 3    | 濱野 努 君  |
| 4    | 藤永 茂 君  | 5    | 福田 喜義 君 | 6    | 池田 邦義 君 |
| 7    | 平田 康範 君 | 8    | 湯村 速雄 君 | 9    | 大瀬 清司 君 |
| 10   | 山下 義信 君 | 11   | 筒井 浩一 君 | 12   | 坂口 隆英 君 |
| 13   | 橋本 義雄 君 |      |         |      |         |

## 5. 欠席委員（0名）

| 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
|------|-----|------|-----|------|-----|
|      |     |      |     |      |     |

## 6. 職務のための出席者職氏名

| 職 名  | 氏 名     | 職 名 | 氏 名     | 職 名 | 氏 名 |
|------|---------|-----|---------|-----|-----|
| 事務局長 | 今道 晋次 君 | 書記  | 山田 奈津子君 |     |     |

## 7. 議事録署名委員

| 議席番号 | 氏 名     | 議席番号 | 氏 名     | 議席番号 | 氏 名 |
|------|---------|------|---------|------|-----|
| 6    | 池田 邦義 君 | 7    | 平田 康範 君 |      |     |

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 議事録署名委員の指名

### (2) 審議事項

第54号議案 あっせん申出書について

第55号議案 あっせん申出書について

第56号議案 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

第57号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第58号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

第59号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第60号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第61号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第62号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第63号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第64号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第65号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について（非農地通知）

### (3) 協議事項

佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-5）

佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-6）

### (5) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②4月定例会の日程について

③その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので只今から平成28年度 第12回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）みなさんこんにちは。肌寒い日が続いております。なかなか桜も咲ききらないでいる状態であります。それにしても、今年の作付においても準備等で忙しくなる時期ではないかと思えます。今年の気象は世界的に見ても、今年も異

常気象が多発すると言われております。日本においても大雪があったり、オーストラリアにおいては大きな台風が来たとか言われております。そういう状況ではありますが、無災害で収穫ができることを願っております。今日は28年度 最後の委員会となっております。案件がたくさん出ておりますので、皆さま方には、円滑に進行できますようよろしくお願いします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」 の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号6番 池田委員、議席番号7番 平田委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）審議事項に入ります。第54号議案について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。第54号議案の朗読説明をいたします。あっせん申出書。下記農用地等につき売買のあっせんを申出ます。土地の所在 佐々町皆瀬免字春。地目 田。面積1,011㎡。平成29年3月9日、3人の共有名義となっておりますので、この3人の方から申し出がっております。2ページをお開きください。申請地の位置を記しております。青線で囲んでいるところが、申請場所になります。神田の町営住宅の道を挟んで向かい側の農地になります。周囲の状況ですけれども、西側が〇〇さんの農地がずっと広がっております。東側は隣ですけれども、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんといった形で農地があります。北側は、〇〇さん、〇〇さんといった形で農地があります。これにつきましては、あっせん委員さんを今日決めていただきまして、地元の担い手の方から、隣の耕作者ですとか、順番に地域の担い手の方に集積できるように進めていただけたらと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）あっせん委員の選定を行いたいと思います。地元の農業委員さんはど

うでしょうか。１３番。

１３番（橋本 義雄君）１３番。私が地元の農業委員ですので私にあっせんをさせていただけたらと思いますが皆さんどうでしょうか。

議長（吉野 裕君）９番委員さんも地元ですがいかがですか。あっせん委員は２名以上となっておりますが、大瀬さんはどうですか。９番。

９番（大瀬 清司君）引き受けます。

議長（吉野 裕君）続いて、５５号議案の説明を事務局お願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。３ページをお開きください。第５５号議案の朗読説明をいたします。あっせん申出書。下記農用地等につき売買のあっせんを申し出ます。土地の所在 野寄免字前田。地目 田。面積１，２７８㎡。同じく字前田。田。９０９㎡。同じく字前田。田。３５７㎡。同じく字前田。田。１，３８８㎡。平野免字壱銭替。田。２，３６０㎡。合計６，２９２㎡となっております。平成２９年３月１３日に所有者の●● ●●さんからあっせんの申出があっております。４ページをお開きください。地図を付けておりますが、上の方に写っている家が〇〇さんのお宅ですね。野寄地区になります。青で囲っているところが申請地になります。青で囲っている西側の農地は〇〇さんの農地になります。反対側は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんとなっております。こちらについても先ほどと同じく、あっせん委員さんを決めていただきたいと思います。説明は以上です。

議長（吉野 裕君）それでは、あっせん委員さんを決めたいと思います。１１番。

１１番（筒井 浩一君）１１番。この農地は先日から言われておりましたけども、私が探さなければいけないかなと思っております。よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）お願いします。１２番。

１２番（坂口 隆英君）１２番。私も１１番委員さんと一緒に活動したいと思います。よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）５５号議案は、坂口委員さんと、筒井委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。続きまして、５６号議案の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。５ページをお開きください。第５６号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について 所有権移転です。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委

員会の承認を求める。6 ページをお開きください。備考のところに記載をしておりますが、平成27年4月27日に所有者の●● ●●さんからあっせんの申出があった分になります。この度、やっと購入の意向を示してくださった方がおられまして、利用集積計画書ということで付けさせていただいております。所有権の移転を行う者 ●● ●●。所有権の移転を受ける者 ○○ ○○。土地の所在 佐々町八口免字横立。地目 畑。面積306㎡。受け手農家耕作面積17,353㎡となっております。7 ページは改めてまた、地図を付けておりますが、青で囲っているところが今回、あっせんが成立した農地で、その北側の農地が○○ ○●さんの農地で一緒に耕作をしたいということでした。8 ページはあっせん委員さんから、あっせんの結果報告が出ております。9 ページはあっせん調書です。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）あっせん委員さんの方から報告をお願いします。9 番。

9 番（大瀬 清司君）9 番。私と橋本委員と二人であっせんをさせていただきました。申し出は平成27年4月27日ということで少し前になるんですけども、隣の農地が○○ ○○さんということで、以前からお話ししておりましたが、この度、売買の意向を示されましたので、二人にお話をしましたところ売買契約ができて、3月6日に売買契約を確認することができました。○○ ○○さんに関してですが、1町4反ほどの水稻を耕作されておられまして、非常に農業にも熱心な方です。以上で報告を終わります。

議長（吉野 裕君）非常に長い期間でしたが、あっせんお疲れさまでした。皆さんの方から何かありませんでしょうか。それでは次に移ります。第57号議案と第58号議案は関連がありますので、一緒に審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子）事務局。10 ページをお開きください。第57号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について 利用権設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。11 ページから13 ページにかけて利用集積計画書を添付しております。この件に関しましては、先月の総会の折に県の担当者にも来ていただいて、中間管理事業の活用ということで、皆さんにお願いをさせていただいた分になります。A t o Aという形ですけども、実績をこうやって作って行けたらという

お話をさせていただき、ご協力をいただいた分になります。全部で8件、田が51筆、54,836㎡。畑が18筆、13,790㎡。合計で69筆、68,626㎡です。続きまして、第58号議案の朗読説明をいたします。農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。16ページ以降に農用地利用配分計画書（案）を付けております。先ほどの、農地利用集積計画書と中身は同じなんですけども、A to Aという形と、〇〇さんに関しては、お父様から〇〇さんという貸し借りでご協力をいただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

（ はい ） それでは次に移ります。第59号議案の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。19ページをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請について。申請人 譲渡人 ●● ●●。譲受人 〇〇 〇〇。農地の所在 口石免字弓田。地目 台帳 畑、現況 休耕地。面積271㎡。同じく字弓田。地目 台帳 畑、現況 休耕地。面積652㎡。耕作者はなし。申請の理由 譲渡人の希望により、売買による所有権移転を行う。譲渡人の経営面積 田 3,530㎡、畑 460㎡、計 3,990㎡。譲受人の経営面積は田 6,910㎡、畑 884㎡、計 7,794㎡となっております。譲受人の稼働人員は2人です。20ページが3条の許可申請書の写しになります。所有権の移転になります。21、22ページは土地の全部事項証明書になります。23ページに譲受人の経営状況을載せております。自作地としまして農地の面積が7,794㎡です。24ページにお持ちの農機具等を記載してありますが、トラクター3台、ロールベアラー1台、牛100頭ということです。農作業歴が40年。現在2名で農作業をされております。25ページをお開きください。農作業に常時従事されている方は譲受人ご本人で、63歳です。一年中農業に従事しておられるということです。26ページに付近状況図を付けておりますが、譲受人の牛舎のすぐ側になります。周りは譲受人さんの農地ということで、買ってくれないかということでご相談をされております。27ページが地籍図になります。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。2番。

2 番（藤永 九市君） 2 番。ただ今の事務局の説明のとおりです。19 ページをお開きいただきますと思いますが、譲渡人は実は木場の方で、今は、ちょうど正福寺の入り口付近にお住まいで、実家は息子さん夫婦にお任せしておられます。譲受人の方も木場との境目のあたりにお住まいです。町内会は木場になられます。譲受人の●●●●さんは長い間、農協の職員としてお勤めであられました。以後、肥育牛を中心に専業農家として頑張っておられますので、ご説明をしておきます。26 ページの写真を見ていただきますと、双方からお話もありましたので、現地を見てきましたが、申請地は、今は畑地となっておりますが、以前はミカン園だったところでした。山林化しております。畑地に造成するとなると若干手がいるかなと見て感じてきました。27 ページを見ていただきますと、申請地の周りに△△ △△さんの農地がありますが、これは●● ●●さんのお母様の名義になります。管理者は●● ●●さんですが。そういうことですのでご理解いただければと思います。双方、話し合いもできているようでしたし、山林化しておりますが、今後、飼料畑あるいは牛に関する何かに利用したいということでしたので、荒廃地対策のひとつにも思いますし、肥育農家として100頭もの牛を飼っておられます。頑張っておられますので、ご理解いただいてご承認いただければと思いますので、よろしく願いたいと思います。

議長（吉野 裕君） この件に関して何かこの件に関して何かご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

（ はい ）では、許可することといたします。次、第60号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君） 事務局。28 ページをお開きください。第60号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 ●● ●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 本田原免字沖田。地目 台帳田、現況 畑。面積 325 m<sup>2</sup>。同じく127番3。地目 台帳 田、現況 畑。面積 267 m<sup>2</sup>。転用の目的 専用住宅用地。施設 居宅1棟 120 m<sup>2</sup>。耕作者○○○○。申請の理由 専用住宅1棟を建築したため。29 ページをお開きください。許可申請書の写しになりますけども、譲受人と、譲渡人は親子で、譲渡人の娘さんご夫婦が家を建てられるということで、土地は使用貸借で設定されるということです。30、31 ページは土地の全部事項証明書になります。32 ページは付近状況

図です。ピンクで囲っているところが申請地になります。文化会館のすぐ横の三角の農地になります。現況写真を33ページに付けておりますけども、文化会館のすぐ横ですが、今は畑として利用されております。34、35ページに地籍図を付けておりますが、細長い三角の形をしております。36ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては、盛土を行う。最高0.50m、最高0.15mということです。上記に伴う被害防除措置としましては、擁壁を設ける。被害の発生の恐れがない理由としましては、周囲に擁壁、フェンスを設けるため、被害発生の恐れはないということで記載されております。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置としましては、平屋建てですので、建物の高さを加減し建築するので被害発生の恐れはないということです。排水計画につきましては、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水につきましては下水道の方へ繋がれます。37ページが土地の利用計画図になります。文化会館のすぐ横に、佐々町の雑種地があるんですが、そこからは進入できないということで国道側からの進入になるということです。県の方との協議はすでに済んでおります。国道側から勾配がありますので、勾配を付けて進入していくようになります。また、申請地の幅の広い方に家を建てられる計画です。38ページが建物の平面図です。39ページが立面図です。40ページがお父様の農地ですが、隣接農地の承諾書ということで付けていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。6番。

6番（池田 邦義君）6番。この件につきまして、3月15日に事務局と私と、譲受人の旦那さんと3人で現地を確認いたしました。別に問題はないんですけども、下水道ですね。33ページの写真を見ていただきますと、上の写真ですが、奥のビルの方に下水道の施設があるんですが、そこからこの申請地まで下水道を引くということで、大変だろうと思いますがということで申しあげておきました。事務局からお話があったように、駐車場の入口ですね。この進入口に植込みがあるんですが、県とも話しはついてるということで、この植込みを切り取って、駐車場への進入口を設けるということで、現地を確認してきました。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問等はありませんか。ないようですので採決を取りたいと思います。この件に関して、賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので、許可相当として県に進達すること

といたします。次に、第61号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。41ページをお開きください。第61号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 ●● ●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 皆瀬免字春。地目 台帳 田。現況 牧草地。面積508㎡。転用の目的 個人住宅。施設 居宅1棟 106.68㎡。耕作者 ○○ ○○。申請の理由 現在、居住している借家が手狭になったため住居を新築したい。42ページが許可申請書の写しになります。親子の関係で使用貸借をされ、息子さんの方が家を建てられるという内容です。こちらの農地は以前、農振除外の申請が出ていた分になるんですけども、平成29年2月22日に正式に農振除外が決定しましたので、今回、こういった形で申請が出ております。43ページが土地の全部事項証明書です。44ページが付近状況図になります。ピンク色で印を付けているところが申請地になるんですけども、町営神田団地の道を挟んで向かい側の農地になります。45ページが現況写真です。46ページが地籍図になります。47ページが被害防除計画書になります。申請地の造成計画としまして、盛土を最高0.3m行う。また、擁壁を設ける。周囲に隣接農地がありますので、隣接農地への通路を1mほど確保するということでした。排水計画ですが、雨水排水は水路放流。污水、生活雑排水は下水道の方へ繋がれるということでした。48ページが土地の利用計画図になります。このような形で配置の計画をされております。49ページが建物の平面図になります。50ページが立面図です。51ページが水利権者の方からの承諾書を付けております。52ページは隣接農地の方からの承諾書を付けておりますけども、農地転用の申請上は、周りに道があったら隣接農地の承諾書は要請はされないんですけども、46ページの地籍図を見ていただくと、道を挟んで△△さんとか△△さんとかいらっしゃるんですけども、△△さんですね、この方たちの承諾書は取っていらっしゃいます。53ページをお開きください。43ページに全部事項証明書を付けておりますが、所有権移転の原因の年月日が平成28年3月8日ということで、一年前に土地を取得したような全部事項証明書になっていますので、理由書を付けていただいております。こちらの土地は平成23年5月に農業委員会の許可を得られまして、農地法3条によって取得されております。取得する以前から借りて耕作されておりました、3条許可取得後もず

っと〇〇さんが耕作をされていたところです。所有権の移転をすぐにされればよかったんでしょうけども、なかなか前の所有者の入退院があったりとか、タイミングよく合わずに所有権移転の登記が遅くなったということで記載されております。また今回、息子さんの自宅の建設にあたりましては、長男さんなんですけども、一緒に農業の手伝いをするために、神田付近で土地を探されまして、今回の申請地になったということで記載されております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。13番。

13番（橋本 義雄君）13番。今、事務局の方から説明された通りであります、45ページの写真を見ていただきますと、申請地の後ろは蓮田がありまして、道に並行して建てるのではなくて縦長に建てるので、影になったりということはないということと、下水はすぐ側にありますので、その下水に繋ぐということです。雨水については大きな排水路が右側にあります。道路と兼ねた用排水路がありますので、何の問題もないと思われます。この間、事務局と大瀬委員と、〇〇さんと家を建てられる業者の方で現地の立会いをいたしまして、何の問題もないというふうに判断をしました。皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

議長（吉野 裕君）この件につきまして、ご意見、ご質問のあられる方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を行います。賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。次に第62号議案について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。54ページをお開きください。第62号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 株式会社●● 代表取締役●● ●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 野寄免字上木場。地目 台帳・現況ともに田。面積639㎡。同じく上木場、地目 台帳・現況ともに田。面積663㎡。同じく上木場。地目 台帳・現況ともに畑。面積107㎡。耕作者はなし。転用の目的 建売分譲地。施設 居宅4棟、182.16㎡。耕作者はなし。管理だけはされているようでした。申請の理由 併用地と併せて建売住宅4区画を建設する。備考欄に併用地ありと記載してあります。55ページをお開きください。許可申請書の写しになります。売買による所有権の移転となります。建売住宅4棟分になりますけども、Aタイプが2棟、Bタイプが2棟の4宅地となります。その他参考となるべき事項とありますけども、3筆の農

地の間に、1筆原野がありまして、こちらと一緒に利用するという事で記載があります。56ページから59ページまでが土地の全部事項証明書になります。60ページが付近状況図になります。赤で囲っているところが申請地になります。中学校の裏の有川動物病院から上っていった所になります。野寄グリーンハイツの道挟んで向かいの農地になります。上の方に〇〇さんのお宅がありますけども、そのすぐ下が申請地になります。61ページが現況写真ですが、写真を見ると土地の形状段差があって2段に分かれています、土地の形状としてはそのまま利用するという事でした。62ページが地籍図になります。申請地の合い中に原野がある状態です。63ページが事業計画書です。事業の目的ですけども、佐々町内に建売分譲地を建設する。利用計画は建売分譲地4区画。現在の事業状況は不動産業の運営。新たに申請地を取得しなければならない理由としまして、佐世保市を中心に県北地区で不動産業を運営していますが、佐々地区での事業展開をしたいということです。64ページが土地の利用計画図になります。上の段に2棟、下の段に2棟計画をされており、65ページがAタイプの建物の平面図。66ページがAタイプの立面図になります。67ページがBタイプの平面図、68ページがBタイプの立面図になります。69、70ページに法人の全部事項証明書を付けております。71ページが建売になりますので宅建の免許証を付けていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。11番。

11番（筒井 浩一君）11番。先日、事務局と業者さんと立会いをしてきました。申請地は上も下も〇〇さんの土地で、他の人の土地はないと思います。周りも〇〇さんの土地なので心配はないと思います。図面を見ていただければ分かると思いますけども、茶色のところは道路ですので、形状は変えずに使うということでした。用水は道路に道路側溝がありますのでそこに流すということでした。下水も近くに通っておりますので、特に問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）この件につきまして、何かご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決をいたします。この件に関して賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。続いて、第63号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。72ページをお開きください。第63号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 ●● ●●。譲渡人 ○○ ○○。農地の所在 野寄免字榎ノ元。地目 台帳田、現況 休耕地。面積116㎡。同じく榎ノ元。地目 台帳 田、現況 休耕地。面積330㎡。転用の目的 住宅及び駐車場用地。施設 住宅及び音楽室各1棟 83.21㎡。耕作者はなし。申請の理由 進入路、住宅及び駐車場を建築のためということです。73ページは許可申請書の写しになります。売買による所有権移転ということです。74、75ページが土地の全部事項証明書を付けております。76ページが付近状況図です。場所につきましては、ピンク色で印を付けているところが申請地なのですが、野寄の山本縫製の方から上っていきまして、途中、右に折れて入って行ったところになります。中学校の方から上っていくと、車では通り抜けができないところになっております。こちらも農振除外の申請が出ておりまして、同じく2月22日に正式に除外が決定した場所になります。77ページに地籍図を付けております。435-1が進入路になりまして、435-5に建物を建てられるようになるんですけども、もともと一筆で同じ筆だった435-6につきましては、そのまま農地で残っておりまして、また、農用地区域内で残っているといったような状況になります。78、79、80ページが現況写真です。81ページに被害防除計画書を付けております。土地の造成計画としましては盛土、切土をそれぞれ0.3mから0.5m行う。上記に伴う被害防除措置としまして、土留め工事をする。緩衝地を設ける。防護柵を設ける。農地側にはフェンスを設置し緩衝地を設けますので、作物に影響を及ぼすことがない。また、緑地、緩衝地を1.5mほど、建物の高さを7.4mほどに加減するので被害の発生する恐れはないということです。排水計画としまして、雨水排水は自然流下と道路側溝に、汚水・生活雑排水は下水道の方に繋がれるということです。82ページが土地の利用計画図です。建物が家とは別に、音楽ルームとバイク置場が作られるようです。83ページが建物の平面図です。84ページが立面図です。84ページが家の横に作られる音楽ルームとバイク置場の平面図です。86ページがその立面図になります。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。11番。

11番（筒井 浩一君）11番。こちらも先日、同じ日に事務局と現地を見てきましたけ

ども、周りの土地は〇〇さんの土地で、特に問題はないかと思えますけども、農地が半分になって、奥に入っていくのが納得いかなかったんですけども、道も作られるので問題はないかと思えます。雨水も前の側溝まで引いてくるということで、下水も道路まできてるので問題はないかと思えます。

議長（吉野 裕君）この件につきまして、ご意見、ご質問等ある方はいらっしゃいませんか。6 番。

6 番（池田 邦義君）6 番。地籍図で見ますと、周りの田、畑ですけども、原野とこの三筆は農振には入っていないんですか。草が生えているように見えますが。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。まず隣接の田は農用地区域内です。もともと一筆だったんですけども、今回、建物を建てたいということで除外の申請が出ていたんですが、計画がないと除外の申請ができませんので、転用の計画があるところだけが除外の申請が出ていたということです。今現在、計画がない隣接農地はそのまま農用地として残っております。そして、畑ですけども、ここは元々、農振に入ってなかったところです。農用地区域外です。草刈り等の管理だけはされております。4 原野は、原野ですので草が生えております。以上です。

議長（吉野 裕君）他に、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。ないようですので採決を行います。この件に関して賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数で許可相当として県に進達いたします。第 6 4 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について始めたいと思いますが、5 番委員さんは関係者ということで、しばらく退席をお願いしたいと思います。それでは、この件に関して事務局の説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。8 7 ページをお開きください。第 6 4 号議案の朗読説明をいたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。申請人 譲受人 宗教法人●●寺。譲渡人 〇〇 〇〇。農地の所在 市瀬免字小川。地目 台帳・現況ともに畑。面積 3 0 8 m<sup>2</sup>のうち 6 3 . 2 5 m<sup>2</sup>。転用の目的 墓地。施設 墓地 2 基 6 3 . 2 5 m<sup>2</sup>。耕作者 〇〇 〇〇。申請の理由 2 つの墓石の建立のため。8 8 ページが許可申請書の写しになります。こちらは土地は●●寺さんへ贈与という形になります。お墓を建てられるのはお二人で、そのまま土地はお寺に寄付という形になります。8 9 ページが土地の全部事項証明書です。一筆のうちの一

部の申請となっておりますけども、分筆登記の申請の準備をされておられます。90ページが付近状況図です。先月の総会の時にお墓の建っているところの一部がはみ出ているので、違反転用になっていましたという、審議をしていただいたところなんですけども、そこが追認許可が下りましたので、隣の農地も墓地にしたいということで申請が出ております。91ページが地籍図です。オレンジ色のところが今回の申請地です。92ページが現況写真です。93ページが被害防除計画書です。申請地の造成計画としまして、最高0.2mの盛土を行う。被害防除措置としまして、緩衝地を設けて、防護柵を設けるということです。近傍農地の日照、通風等ですけども緑地、緩衝地を設けて現状のまま利用するので被害の発生する恐れはないということです。排水計画につきまして、雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水は発生しません。94ページは測量の図面です。色を塗っているところが申請地です。前回、はみ出たというところは隣ですね。95ページに配置図を付けております。Eの方に△△さんの家のお墓を建てられる予定で、Dの方に所有者の娘さんの家のお墓を建てる予定です。96ページがお寺さんの事業計画書です。4番、5番のところにお墓を建てられる方の事情が記載されております。97ページがお寺さんの全部事項証明書です。98ページに理由書を付けております。△△さんの方が、急遽、お墓が必要になりましたというような内容が記載されております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。3番。

3番（濱野 努君）3番。この場所につきましては、先月、皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。追認許可が下りたということで、去年の7月ぐらいから測量に入られて、違反転用が発覚したのが先月の総会で皆さんにご迷惑をおかけしたところになります。原因としては、一番は事務局からも説明がありましたように、事業計画書の中の4番に記載してある通りですね。そういうことでお墓は続きになっておりまして、事務局と行政書士さんと本人さんと交えて現地を確認してきております。皆さん方のご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問等ありませんか。9番。

9番（大瀬 清司君）9番。分からないところがあるので質問させていただきますが、これは永徳寺に〇〇 〇〇さんからの贈与という形になっておりますけども、資金面につきまして、土地購入費とかありますが、贈与ということですので土地購入費は

かからないと思いますが、墓地を買われる方が土地の代金を●●寺の方へ払うという事で理解してよろしいでしょうか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。今の質問ですけれども、墓地という土地を持てるのが、宗教法人でないと持てないという墓地埋葬法の関係がございまして、お墓を建てられる方が墓地にして、●●寺さん所有の墓地にして管理していかれるという流れになります。墓地の許可も●●寺さんの名前で担当課の方にも申請があがっていくんですけれども、資金の流れとしまして、△△さんは土地を購入されないといけないので、墓地の購入代金は所有者の〇〇さんの方に払わないといけないんですけど、もう一つの方は娘さんですので、土地の購入代金は発生しなくて、墓石に関してはそれぞれが支払うことになります。お寺には一切お金はいきません。お寺は土地を引き受けて、●●寺さん所有の墓地として管理していかれるということです。そういうことで、墓地埋葬法の許可が下りるという流れになります。同時進行で進めております。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君）暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時25分）

（会議再開 午後 2時31分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。他にご質問はありませんか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。事業計画書の6番ですけれども、公道に接続するまでの私道の権利関係及び使用する権利申請地は佐々町道に接しております、とありますが私道はあるんですか。

議長（吉野 裕君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。94ページを見ていただくと分かると思うんですけど、南の方も佐々町の公衆用道路となっておりまして、上の方も佐々町の公衆用道路が走っておりますので、私道を通る必要はないと思います。

議長（吉野 裕君）他に何かありませんか。なければ採決を行います。この件に関しまして賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時34分）

(会議再開 午後 2時35分)

議長(吉野 裕君) 会を再開いたします。第65号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局の説明を求めます。

書記(山田 奈津子君) 事務局。99ページをお開きください。第65号議案の朗読説明をいたします。農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおり。100ページをお開きください。一番左の連番ですけれども、平成25年度からやってまいりました非農地の連番になりますので、559番から始まっています。108ページの1058番まであります。これは皆さんが毎年、農地パトロールをされて農地の利用状況調査をしていただきましてB判定となったところをあげております。一旦、こういった形で所有者の方、相続人の方に文書で送っております。農地として利用されるという方には連絡をくださいというふうにお伝えしていて、農地として利用しないという方については連絡はしなくていいですというふうにして文書を送っております。今年度は非農地の判断の案件は初めてです。田が143筆、畑357筆、計500筆で、357,045.8㎡となっております。この分に関しまして、後ろの方に航空写真を用意しておりますので、皆さんで確認していただけたらと思います。休憩を取っていただいて判断していただけたらと思います。

議長(吉野 裕君) 休憩を取って判断していただきたいと思います。暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時39分)

(会議再開 午後 3時10分)

議長(吉野 裕君) 会を再開します。休憩中に判断いただいて、非農地ではないというところを事務局から発表いたします。事務局。

書記(山田 奈津子君) 事務局。100ページから、581番、582番、593番、594番、606番、609番。この分が農地として使用できる見込みがあるところです。101ページは639番から646番、652番、653番、654番が農地として利用の見込みがあると思われます。103ページは745番、748番です。107ページで984番、985番です。この2筆は荒れてはいるんですが、議案を皆さんに送った後で、息子さんから連絡がありまして、定年退職して帰って

きたので、農地として使いますということで連絡がありました。休憩中に審議して頂いた結果、以上になります。

議長（古野 裕君）以上、読み上げた分を除いて、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてはすべての土地が農地ではないと判断することに異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございます。異議なしということで承認することといたします。続きまして協議事項に移ります。佐々農業振興地域整備計画変更にかかる意見聴取について（28-5）事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。109ページをお開きください。協議事項一つ目の朗読説明をいたします。佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで、佐々町長より農業委員会会長宛てに意見聴取が届いております。農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき、佐々農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、貴職の意見を伺いますということで、農業委員会で審議をしていただきたいということです。110ページをお開きください。申請が●● ●●さんからあがっております。農業振興地域農用地区域除外申請ということです。変更の理由としまして、車両駐車場として使用したいということで、土地の所在地が八口免字駄地。地目 畑。面積414㎡。こちらを農用地区域から除外したいということです。111ページが土地の全部事項証明書です。112ページが付近状況図です。ピンク色で印を付けているところが申請地になります。113ページが字図です。114ページが現況写真です。ログハウスの横の農地なんですけども、ここが農用地で入っております。115ページに計画の図面が付けてあります。ログハウスの横の敷地を、駐車場が足りないからということで、駐車場用地として使用したいということです。116ページが駐車場の利用計画書です。既存の駐車場は2台分しかないということで、現在の利用状況が、不足状態、常に満車ということです。申請の内容は、申請面積が414㎡。12台の露天の駐車場を確保したいということです。申請地の利用計画なんですけども、宗教施設来訪者のため使用するというので、その建物が宗教施設に利用されていて、そこに来られる方のお客さん用の駐車場ということです。117ページが被害防除計画書で、申請地の造成計画としましては現状のまま利用するというので、特に被害の発生する恐れがないということです。雨水排水につきましても自然流下です。118ページに付近状況図を付けております。119ページが、農振農用地

が被っているところが黄色で色を付けてあります。この青線で囲った申請地だけを除外したいということです。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）（「休憩をお願いします。」の声あり） 暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 3 時 1 8 分）

（会議再開 午後 3 時 3 0 分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。休憩中に質問のあった件につきましては、修正をして受理するとして、除外にやむを得ないということで町長に回答したいと思います。続きまして、佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について（28－6号）。事務局の説明を求めます。

書記（山田 奈津子君）事務局。120ページをお開きください。佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで、佐々町長よりきております。このことについて、農業振興地域に関する法律第13条第1項の規定に基づき、佐々農業振興地域整備計画を変更したいので、同法施行令第3条第1項の規定に基づき、貴職の意見を伺いますということです。121ページをお開きください。申請人が、●● ●●さんです。変更の理由が、スイミングスクール建築の為ということです。土地の所在が、松瀬免字小野。地目 田。面積654㎡。122ページが農振除外の申請に係る土地の全部事項証明書です。123ページが付近状況図です。場所はオガワ電気屋さんの目の前なんですけども、ナフコがあるところの交差点から、松瀬の方に入ってすぐの場所になります。ピンクで印を付けているところは、計画地全体の場所ではなくて、あくまでも農振農用地に入っている場所になります。124ページが地籍図です。125ページは写真を撮った方向が記してあるんですけども、126、127ページに現況写真を付けてあります。128ページが被害防除計画書です。盛土を行う。それに伴って法面保護をする。隣接農地への通路を確保するという内容を記載されております。排水計画につきましては、雨水排水は自然流下。汚水、生活雑排水は下水道の方へ繋がれます。129ページが全体の土地の利用計画図になります。農振除外の申請に係っているところは、右側の駐車場となっているところですね。真ん中の農地は元々、農用地から外れておりまして、ここにスイミングスクールを建設する予定ということです。130ページは建物の平面図。131ページは立面図です。132ページは農振除外の隣の方からの、ここも計画には入っているんですけども、承諾書を付けてあります。計画地の奥に残る分

も、議案には付けてないんですけども隣接農地の承諾書をいただいております。133ページが水利権者の承諾書です。134ページが航空写真です。青で囲っているところが農振に入っていて、除外したいと言われている場所になります。農地が1反弱ほど残るような計画です。土地利用計画図と合わせて見てもらおうと129ページですね、敷地除外面積843.42㎡とあるんですけども、ここは農地で残されます。135ページが農振農用地に係っているところが黄色で色を付けてあります。真ん中の2筆は農用地ではなくなっていたので、今回、1筆の除外申請が出ている形です。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）皆さんから何か質問等ありませんか。

（ 私語あり ） 暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 3時36分 ）

（ 会議再開 午後 3時41分 ）

議長（吉野 裕君）会を再開します。佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について（28－6）、やむを得ないということで佐々町に回答することによろしいでしょうか。

（ はい ） 次に（5）その他に移ります。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、また、皆さんと努力をしていきたいと思えます。②の4月の定例会の日程ですけども、4月27日 木曜日をお願いをしたいんですけども。先月からお話をさせていただいておりましたが、7月から新しく農業委員さんになれる方にもお声掛けをさせていただいて、来られる方は来ていただいて、宮崎大学の西先生をお呼びして、お話を聞いていただけたらと思っております。27日の午後1時半から予定をお願いいたします。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）その他に関して、皆さん方から何かありませんか。8番。

8番（湯村 速雄君）8番。ワイヤーメッシュの件なんですけども、かなり腐食が酷くて、メーカーとも話をしているんですけども、大茂は特異な地域ということでですね、私たちは特異な地域に納得がいなくて、ワイヤーメッシュは全部が腐れるんじゃないくて、ロットごとに腐れるんですよ。メーカーと掛け合ってるんですけど、産経の方としては対処できない、町長も把握しているということですけども、議会の方から製品に対しての認証のあり方とか、補償も何も取っていないということです。

から、何か手助けをいただければなと思います。一度、現地を見ていただきたいんですけどね。

議長（吉野 裕君）事務局。

事務局長（今道 晋次君）事務局。メーカーさんに確認をした中ではですね、今、湯村さんが言われるような話で、製品には基本的に問題はないということなんですけども、耐用年数が14年あるかと言われますと、また微妙ではあるんですけども、今回、担当に聞いたら、同じような腐食が見られるところは、大茂と、江里の江里峠を越えたところということで、ひょっとしたら台風か何かの通り道で塩害か何かあったのかなと思いますけども、それも確認が取れないので何とも言えないんですけども、町長にはその旨お伝えして、全部やりかえるとなると結構な額になるということも聞いてますので、どうするかということは具体的に決まってはおりませんが、産経で対応できないのかということについてはそこまで何も話は決まっておられません。全く使えないものがあれば一部、少しずつ更新していくとか、大茂と、江里の一部の地域だけ、特別な事情があって、地理的なものか分かりませんが、もともと持つものが持たなかったとすれば、何か対応をしなければならないと思います。年度間で見たときに、たまたま大茂に入った年は、どぶづけになってなかったり、他の年ではどぶづけになってたりするので、その差もあると思います。今すぐ何かをする、対応するということはなくて、メーカー側ももう関係ありませんということなのでですね。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君）他にありませんか。この件につきましては町と話し、検討されて、他にないようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。皆さんお疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 3 時 5 7 分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員